

平成28年度 「学校いじめ防止基本方針」



春日井市立知多中学校生徒指導部

学校いじめ防止基本方針

春日井市立知多中学校生徒指導部

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒にも被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育相談の事前アンケートの結果の集約、分析、対策の検討を行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、教育相談に関する取組状況や教育相談の実施期間を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理

解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教育相談アンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署と連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（年度末）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(2) いじめに関する内容等を含む「生徒指導だより」を学期に1回発行し、ホームページに掲載する。

学校いじめ防止基本方針 年間計画

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○ 「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○ SCの生徒、保護者への周知 ○ 学級開き、学年開き ○ ふれあい学習	○ いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○ 身体測定	○ PTA総会 ○ 公開授業
5月			○ 教育相談アンケート	○ 部活動懇談会 ○ 生徒指導だより①
6月		○ 福祉体験学習	○ 教育相談週間	
7月	○ 第1回いじめ・不登校対策委員会	○ 薬物乱用防止教室		○ 個人懇談会
8月				
9月		○ 体育大会 ○ 情報モラル教室	○ 身体測定	○ 生徒指導だより②
10月			○ 教育相談アンケート ○ 教育相談週間	
11月		○ 職場体験学習 ○ 文化祭		
12月	○ 第2回いじめ・不登校対策委員会	○ 学校保健委員会 ○ クリーン作戦 ○ 人権週間		○ 個人懇談会
1月			○ 身体測定	
2月	○ 職員アンケート →次年度に向けての提言	○ 卒業生を送る会	○ 教育相談アンケート ○ 教育相談週間	○ 保護者への学校評価アンケート ○ 学年懇談会
3月	○ 第3回いじめ・不登校対策委員会 ○ 一年のまとめ			○ 学校関係者評価委員会→評議員会 ○ 生徒指導だより③
通年	○ 校内いじめに関する情報の収集 ○ 対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○ 健康観察の実施 ○ SCによる相談 ○ 3行日記	○ あいさつ運動 (月に1回)

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。

